

維持業務における現場代理人の兼任に係る試行要領

（目的）

第1条 この要領は、本市が発注する維持業務において現場代理人の兼任を認める条件及び手続の方法等を定めるものである。

（定義）

第2条 この要領において維持業務とは、建設業法第2条に該当しないもので、以下の業務をいう。

除草業務
河川・側溝清掃業務
整地業務
植栽管理等
樹木剪定等
街路樹管理業務

（兼任の条件）

第3条 以下の条件に該当する維持業務について、現場代理人の兼任を認める。ただし、1名の現場代理人が兼任できる業務は2件までとする。

1. 兼任する業務が、いずれも本市が発注する維持業務であること。
2. 公告文又は特記仕様書等で、兼任が認められている業務であること。
3. 受注者が、兼任するいずれの業務においても、運営、取締り及び権限の行使に支障がないようにするとともに、監督員との連絡体制を確保できること。
4. 兼任する業務の作業日が重複しないこと。

（兼任の手続き）

第4条 受注者は、現場代理人を兼任しようとする業務を契約する際に、発注部署に主任技術者及び現場代理人等通知書と併せて「現場代理人兼任届（別紙様式）」を2部提出する。ただし、同日に落札した2業務を同一の現場代理人が兼任する場合、「現場代理人兼任届」は1業務につき1部提出とする。

（兼任の取り消し）

第5条 現場代理人を兼任しているいずれかの業務の契約中に、第3条に違反していることが判明した場合、現場代理人の兼任を取り消す。

附則 この要領は、令和7年4月1日から施行する。